



軽自動車税・自動車税には 制度があります

(内線531)

ます。 計を共にする方が所有する車両 害者や18歳未満の身体障害者と生 自らが運転する車両、又は精神障 自動車税が減免される場合があり は、障害の程度により軽自動車税 身体障害者・戦傷病者が所有し、

■対象車両

①障害者が所有し、 る車両 自らが運転す

②18歳未満の障害者や重度精神障 る車両 運転し、障害者のために使用す 害者と生計を共にする方が所有

③重度身体障害者の所有で、生計 を共にする方が運転し、 のために使用する車両 障害者

28日(日)

※自家用で、軽自動車・自動車あわせ て1人1台減免できます。

■申請に必要なもの

①減免申請書(軽自動車税は税務

休日に出張収納窓口を設置します

軽自動車税・自動車税(県税) が対象です。

5月中旬に送付された納付書をお持ちくださ

同じ日程で市役所庁舎内でも休日納付窓口 設置します。税の納付、納付相談にご利用ください。

ディック伊予店(下吾川)

会計課

21日(B)、27日(±)、

(内線548、549)へ。

⑤納税通知書 ④自動車検査証 ②運転免許証 課、自動車税は福祉課にあります。

5月20日(土)、

⑥身体障害者手帳 療育手帳、精神障害者保健福祉 (戦傷病者手帳

手帳又は精神状態に関する証明

■場所

■問い合わせ

※生計を共にする方が所有又は運転 と福祉課発行の生計同一証明書、又 は生業を行っていることの証明書 される場合は、通学、通院、 通所、又

|申請書提出先・問い合わせ 一申請書提出期限

○軽自動車税 市役所税務課(内線531)又 は各地域事務所総合窓□課へ

○自動車税

⊞132、**☎**941 松山地方局課税課(松山市北持 1 1 1 1 \(\)

は健康保険証が必要です。

5月24份

住に使用する建物

○建築基準法、浄化槽法そのほか

浄化槽の設置設備に係る補助金制度のご案内

下水道課(内線576)

浄化槽を設置する方の浄化槽本体 工事費に対して、補助金を交付す の制度を利用して、10人槽以下の 市では、一定条件のもと国や県

■補助対象の主な要件

化槽への入替 (転換) ○単独処理浄化槽から合併処理浄 ○新たな浄化槽の設置

設置後、速やかに住民登録のできる方 ○市内に住民登録がある方、浄化槽 は延べ床面積の2分の1以上を居 ○専ら住居として使用する建物又

る制度があります。

を得ていること ○地方税等を完納していることなど の規定に基づく浄化槽の設置確認

■補助対象区域

〇下吾川、米湊、上吾川、三島、尾崎 〇八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷、 本郡、森、中村、三秋、平岡、鵜 崎、双海地区の全域

■補助金額

稲荷、市場の一部を除く区域

○8~10人槽 ○6~7人槽 ○5人槽 51万9千円 41万1千円 35万4千円

※詳しくは担当課までお問い合わ ください。

浄化槽市町村設置型整備推進事業のご案内

外にお住まいの方 道、農業集落排水施設整備区域以 浄化槽の設置から維持管理まで、 を希望される方は、設置の申請後、 ■対象地区 中山地区の公共下水 市が行う制度があります。 中山地区の方で、浄化槽の設置

■主な内容

①浄化槽の設置にかかる工事費のうち、 納めます。(浄化槽本体の設置のみ) 円を、工事完了後に一括して市に 個人負担金として一戸当たり13万

> ②浄化槽の使用開始後、 ③市が維持管理業者と契約して、 用料を納めます。(2か月に1度) 台帳による世帯人員により、使

維持管理を行います。

※工事設計の段階から、市が申請者の うので、個人の負担も少なく、安心 委託業者が、定期的に点検管理を行 して設置できます。 相談に応じ、設置後は市が契約した

※詳しくは下水道課(内線576)ま で
あ
問
い
合
わ
せ
く
だ
さ
い
。

伊予市役所四982-1111(代) 中山地域事務所☎967-1111(代) 双海地域事務所☎986-1111(代)

「ねんきんダイヤル」 サービスの実施

保険年金課(内線547)

年金電話相談センターのうち、回 線の空いているところにつながり 「ねんきんダイヤル」は、 、全国の

わらず市内通話料金で利用できま 般固定電話の場合、接続先にかか 通話料金の負担については、一

> 年金請求などの年金相談は、 **☎**0570-05-1165

る方の相談については、 **3**0570-07-1165

受付時間は8時30分から17時まで

すでに年金をお受けになってい

(土・日・祝日を除く)

「年金個人情報提供サービス」

①サービス提供を申し込むと、内 情報提供サービス」が始まりました。 加入記録を閲覧できる「年金個人 容確認後、社会保険庁より「ユー に送付されます。 ザID・パスワード」がご自宅 インターネットでご自身の年金

②社会保険庁ホームページに「ユー 用できます。 スワード」を入力することで利 の際に設定する「お客様設定パ ザID・パスワード」と申し込み

■閲覧できる年金加入記録

児童福祉週間

(金)~11日(木)

らいすること

これまでの公的年金制度の加入の履歴 納付状況

※共済組合等に現在ご加入中の方は 厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額 船員保険の標準報酬月額、標準賞与額

平成18年度

5月5日

大切だよ

サービスの対象外となっています。

www.sia.go.jp) をご覧ください。 社会保険庁ホームページ (http:// 詳しい内容や申し込み方法は

事項を記入の上、産業経済課、又 、定員になり次第、 市役所ロビー、各地区公民館に 締め切ります

受講生の募集!

んでみませんか。 園芸作業、ガーデニングなどを学 花づくりについての基礎知識、

■募集定員 50 人

■開催時期 ■開催場所 6月~平成19年3月 さざなみ館

■申込期間 5月26日金まで

■申込方法

置いてある「受講申込書」に必要

は各地域事務所地域振興課へお申 込みください。

産業経済課

(内線571)

3月	1 月	12 月	10 月	8月	6 F.	;]	月
春の園芸作業と総括	ガーデニング講座	冬の園芸作業	秋の園芸作業	夏の園芸作業	さし木の仕方基硫知識	花づくりについての	内容

※都合により内容を変更することが ありますので、ご了承ください。

手当の手続きはできていますか?

福祉課

(内線539)

んか? 手続きのできていない方はいませ る方に手当を支給する制度です が、児童の増加・転入などにより、 児童手当は、児童を養育してい

度の所得の見直しにより、受給で 受給できていない方も、平成18年 をした日の属する月の翌月から支 さい。なお、児童手当は認定請求 に「認定申請書」を提出してくだ きるようになるかもしれません。 新たに対象となる方は、5月中 また、所得の制限により、現在

> に提出してください。 月分からの手当が受けられないの で、新たに受給できる方は5月中

■必要なもの

以外で請求者名義のもの ○年金手帳(請求される方のもの) ○振込□座の分かるもの(郵便局 ○印鑑(スタンプ印は不可)

所がなかった方は、1月1日現在 ○平成18年1月1日に伊予市に住

○保険証 (請求される方のもの

にあった住所地の「児童手当用所

■受付開始日 5月1日側

給されます。提出が遅れると、6



住宅改修・特定福祉用具購入の 介護保険給付制度が変わりました

長寿介護課 (内線562)

■住宅改修のときは、事前申請を!

齢者の方にも生じています。 護保険の給付を受けようとする高 題となっており、この被害は、 事業者による高齢者を狙った不必 悪質な業者により住宅改修を 数年前から、全国各地で悪質な 不適切な住宅リフォームが問

改修が利用者の状態にあった必 いうトラブルが発生しています。 とならず、費用が支給されないと 不適切なものであり、給付の対象 てみると住宅改修が利用者の方に 必ず事前申請するようにしてくだ 護保険給付が受けられませんので、 保険の給付ができるようになりま 要なものか審査でき、適正な介護 を平成18年4月1日から導入しま 住宅改修を届け出る事前申請制度 行った後、介護保険給付の申請をし に防止するため、あらかじめ市に た。事前申請を行わなければ介 市では、このような被害を未然 事前に申請することで住宅

> 希望、 も手伝ってくれます。 具を適切に選定してくれます。ま 販売費用等の相談に応じ、保険給 業所は、福祉用具専門相談員を配 要となりました。指定を受けた事 用具販売事業所は、県の指定が必 付の申請に必要な手続きについて た、特定福祉用具の機能、使用方法、 環境を考慮した特定福祉用 利用者の方に心身の状況、

注意ください。 保険給付を受けられませんのでご 福祉用具を購入した場合は、介護 指定を受けていない事業所から

※住宅改修、福祉用具購入にかかる 器・移動用リフトの吊り具などが 入浴補助用具・簡易浴槽・特殊尿 特定福祉用具には、腰掛便座

にケアマネジャーに相談しましょ ます。また、ご利用の際は必ず事前 護認定を受けている方のみとなり



(3月末日現在)

	3月	累計	前年比
発 生	21件	60件	- 6件
死 者	0人	1人	- 2人
傷者	29人	83人	+ 3人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況

(3月末日現在)

	3月	累計	前年比
侵入 盗	1件	9件	- 5 件
自動車盗	0件	0件	- 2 件
オートバイ盗	2件	3件	- 5 件
自転車盗	4件	13件	- 7 件
車上ねらい	1件	6件	- 5 件

一人ひとりの: 人のつながり

■特定福祉用具購入のときは、 平成18年4月1日から特定福祉 ケアマネジャーに相談を!

当直水道指定工事事業者

介護保険給付の対象となるのは介

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、 次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月		指定工事事	業者	電話	
	3 (水)	侑)二宮水道工業	下吾川	983-2819	
	4(木)	友澤設備	大 平	982-1381	
	5 (金)	西岡建材(株)	下吾川	983-1598	
	6 (±)	侑)ハヤタ設備工業	上吾川	983-0398	
	7 (日)	未来設備	尾崎	983-5282	
5	13(生)	(株)伊予設備	米 湊	983-4613	
	14 (日)	岩井水道工業所	大平	983-3066	
	20 (±)	(有)協和設備工業	上吾川	983-4185	
	21 (日)	功栄設備	中村	982-5888	
	27 (土)	K・シマダ	下吾川	983-6553	
	28 (日)	(有)港南設備	稲荷	982-4487	
	3 (土)	佐伯工業所	灘町	983-1244	
6	4 (日)	㈱佐々木工業所	湊町	983-0450	
0	10(土)	武智水道工業(株)	上三谷	982-1268	
	11 (日)	豊田設備	下吾川	982-6867	

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定 工事事業者にお問い合わせください。

侑)升田金物店 ☎967-0067 中山地区

(有)田中興業 (株)中山建設 **☎**967-0558

有)栄電機設備

☎967-1035 **☎**967-1318

双海地区 藤岡工業(株) **☎**986-0350

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。 消火栓・防火水槽付近では駐車禁止!

伊予消防署25982-0657

しょう? 駐車されていたら一体どうなるで 消火栓や防火水槽の付近に車両が 内に設けられている消火栓や防火 や整備を行っています。また、市 水槽も定期的に点検しています。 ら訓練したり、消防用機材の点検 助活動が行えるように、日ごろか 急いで現場に到着しても、駐車 消防署では、万一の火災に備え もしも、火災が発生したとき、 迅速かつ確実に消火活動や救

なりかねません。 うことができず、消火活動が遅れ 道路交通法では、次の場所での駐 て尊い人命や財産を失うことにも している車両があるために水を使 このような事態を避けるために

車を禁止しています。

○消防用機械器具の置き場や消防 5m以内の場所 らの道路に接する出入り口から 用防火水槽のそば、又は、これ

○消火栓、指定消防水利の標識が 孔から5m以内の場所 用防火水槽の給水口、

> 関する駐車禁止場所として定めら れています。 このような場所が、消防水利に

識を設け、黄色のペンキを塗って います。駐車の際には、 には、その所在がわかるように標 してください。 また、このような消防水利施設 十分注意



消防士の保護具

空気呼吸器



背面

|空気呼吸器| です。 これが消防士が使用している 一般の方々には『酸素ボンベ』

は『空気』なのです。 いボンベの中に入っているのは実 のイメージがありますが、この丸 火災などの現場で、煙や有毒ガ

> 使用します。 の少ないところへ進入するときに スにより活動が困難な場合や酸素

なっています。 (マスク) 内に供給される仕組みに よって大気圧まで減圧され、面体 入っていますが、圧力調整器に 2,000ℓもの圧縮した空気が 重さ約7キロのボンベには約

気の消費量も増えますが、だいた な警報音が鳴る仕組みとなってい ンベの空気量が減ってくると大き い25分間程度は使用できます。 ボ 災害活動時は、平常時に比べ空

不可欠な器材なのです。 士にとって自分の身を守る、 このように、空気呼吸器は消防

■伊予市管内の火災と救急出場件数(3月末日現在)								
種別		3月分		累計	ト(1月か	月から)		
火災	本庁	2		本庁	3			
	中山	1	3	中山	2	5		
件数	双海	0		双海	0			
救急出場	本庁	115		本庁	345			
	中山	20	151	中山	52	456		
件数	双海	16		双海	59			

	火災・救急 ➡ 119					
7	火 災 救急病院	案内 982-5959				